

浄水（給水栓水）における各項目の検査頻度及び設定理由

水道法に基づく水質検査項目

項目内容		省略可否	基本頻度	実施検査頻度	設定理由	
基準	N o					項目名
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	1回/3月	省略不可能項目（基準値改正により過去にデータがないため）
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	1回/月	省略不可能項目として対応（数値の変化を確認するため）
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	1回/月	省略不可能項目として対応（数値の変化を確認するため）
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	25	ジブromクロロメタン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	29	ブromジクロロメタン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	30	ブromホルム	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	40	蒸発残留物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	1回/年	藻類の発生のおそれはないが、確認のため
基準	43	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	1回/年	藻類の発生のおそれはないが、確認のため
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	45	フェノール類		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが、確認のため
基準	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	47	p H値	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	48	味	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	49	臭気	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	50	色度	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	51	濁度	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）

○ 次の施設は、右に記載された項目が過去の検査結果値において基準値の5分の1を超えたため、同項目について3ヶ月に1回実施します。
庄内 菰草 第1配水池系 ： アルミニウム・蒸発残留物 阿蘇野 平連系 ： 硬度・蒸発残留物
東部 時松配水池系 ： 鉛

その他の項目

追加	1	放射性セシウム(セシウム134及び137)	—	—	1回/年	原子力発電所の影響を確認するため
----	---	-----------------------	---	---	------	------------------

毎日検査項目

毎日	1	色	不可	1回/日	1回/日
----	---	---	----	------	------

浄水（給水栓水）における各項目の検査頻度及び設定理由

水道法に基づく水質検査項目

項目内容			省略可否	基本頻度	実施検査頻度	設定理由
基準	No	項目名				
毎日	2	濁り	不可	1回/日	1回/日	
毎日	3	消毒の残留効果（残留塩素）	不可	1回/日	1回/日	